

軽自動車税の減免制度について

軽自動車税の減免制度についてご案内します。対象の方は、申請期間内に申請してください。

① 身体障がい者等が所有する軽自動車等に対する減免 **身体障がい者等減免**

(1)「身体障がい者等」とは

下記の手帳のうち、いずれかの交付を受けており、一定の要件に該当する方です。

身体障がい者手帳 ※等級要件あり、療育手帳(A)

精神障がい者保健福祉手帳(1級)、戦傷病者手帳 ※等級要件あり

詳しくはこちら▶



(2)減免対象

所有者、運転者および用途が下表のとおりである軽自動車等1台に限り、減免対象となります。

なお、下表の③および④については、身体障がい者等本人が軽自動車等および普通自動車を所有していない場合にのみ減免対象となります。

	所有者 (納税義務者)	運転者	用途
①	身体障がい者等本人	身体障がい者等本人	(条件なし)
②	身体障がい者等本人	身体障がい者等本人と 生計を一にする者	身体障がい者等本人のための交通手段
③	身体障がい者等本人と 生計を一にする者	身体障がい者等本人と 生計を一にする者	身体障がい者等本人のための交通手段
④	単身で生活する 身体障がい者等本人	身体障がい者等本人を 常時介護する者	身体障がい者等本人のための交通手段

(3)令和8年度の申請期間

4月1日(水) から 6月1日(月) まで



(4)申請方法

申請区分	申請方法	申請に必要な書類	申請窓口
新規申請	申請に必要な書類を揃え、窓口で申請してください。 申請者は、納税義務者です。	① 減免申請書 ② 身体障がい者手帳等(原本) ③ 自動車検査証(写し可)※ ④ 運転者の運転免許証(写し可) ⑤ 申請者のマイナンバーカード ⑥ 申立書 ※必要な場合のみ	市役所本庁 市民税課 または
継続申請	減免継続申請書(ハガキ)を4月上旬に送付します。必要事項を記入して、窓口または郵送で申請してください。	減免継続申請書(ハガキ) ※前年度から申請内容に変更がある場合は、新規申請が必要です。	各行政センター 市民サービス課

※電子化された自動車検査証(電子車検証)の場合は、「電子車検証(A6横)」と「自動車検査証記録事項(A4縦)」の両方が必要です。

(5)注意事項

- ・自動車税の減免を受けている場合、軽自動車税の減免は受けられません。
- ・所有者または運転者が身体障がい者等本人と別世帯の場合、申請書に「申立書」の添付が必要です。
- ・減免決定による口座振替停止処理が間に合わない場合は、口座振替後に還付します。

2 構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等に対する減免

構造減免

(1) 減免対象

車両の構造が身体障がい者等のために改造されている軽自動車等(車いす移動車など)

(2) 令和8年度の申請期間

4月1日(水) から 6月1日(月) まで

(3) 申請方法

詳しくはこちら▶



申請区分	申請方法	申請に必要な書類	申請窓口
新規申請	申請に必要な書類を揃え、窓口で申請してください。	① 減免申請書 ② 自動車検査証(写し可) ※ ③ 申請者のマイナンバーカード	市役所本庁 市民税課
継続申請	減免継続申請書(ハガキ)を4月上旬に送付します。必要事項を記入して、窓口または郵送で申請してください。	減免継続申請書(ハガキ) ※前年度から申請内容に変更がある場合は、新規申請が必要です。	または 各行政センター 市民サービス課

※電子化された自動車検査証(電子車検証)の場合は、「電子車検証(A6横)」と「自動車検査証記録事項(A4縦)」の両方が必要です。

(4) 注意事項

- ・ 新規申請時、自動車検査証の車体の形状欄に「車いす移動車」などの記載がない場合は、申請書に「車体の構造が分かる写真」の添付が必要です。
- ・ 減免決定による口座振替停止処理が間に合わない場合は、口座振替後に還付します。



3 公益のため直接専用する軽自動車等に対する減免

公益減免

(1) 減免対象

公益のために直接専用する軽自動車等(社会福祉法人が所有する車いす移動車など)

(2) 令和8年度の申請期間 4月1日(水) から 6月1日(月) まで

(3) 申請方法

申請に必要な書類を揃え、郵送または窓口で申請してください。

詳しくはこちら▶



その他のお知らせ

軽自動車税に係る市民税課からのお知らせです。

1 軽自動車税(環境性能割)の廃止について

令和8年度税制改正により、軽自動車税(環境性能割)は、令和8年3月31日をもって廃止される予定です。これに伴い、「軽自動車税(種別割)」は「軽自動車税」に名称が変更になる予定のため、表記を「軽自動車税」に統一しています。

2 自動車検査証の電子化について

令和6年1月から、軽自動車について、電子化された自動車検査証(電子車検証)の交付が始まりました。軽自動車税に係る申請時に電子車検証を用いる場合は、併せて「電子車検証(A6横)」と「自動車検査証記録事項(A4縦)」の両方が必要です。

3 原動機付自転車および小型特殊自動車の申告について

原動機付自転車および小型特殊自動車は、使用の有無や公道走行の有無に関わらず、車両を所有していることに対して軽自動車税が課税されます。

軽自動車税の申告をして、ナンバープレートを車両に取り付けましょう。
(例)原付バイク、農耕用トラクタ、フォークリフト、電動キックボード、モペットなど

